

令和元年度 第1回 新型コロナウイルス関連肺炎対策連絡会議

令和2年1月28日（火）16時20分から
三重県労働者福祉会館5階 第1教室

1 新型コロナウイルス関連肺炎対策連絡会議の設置

2 新型コロナウイルス関連肺炎の現状

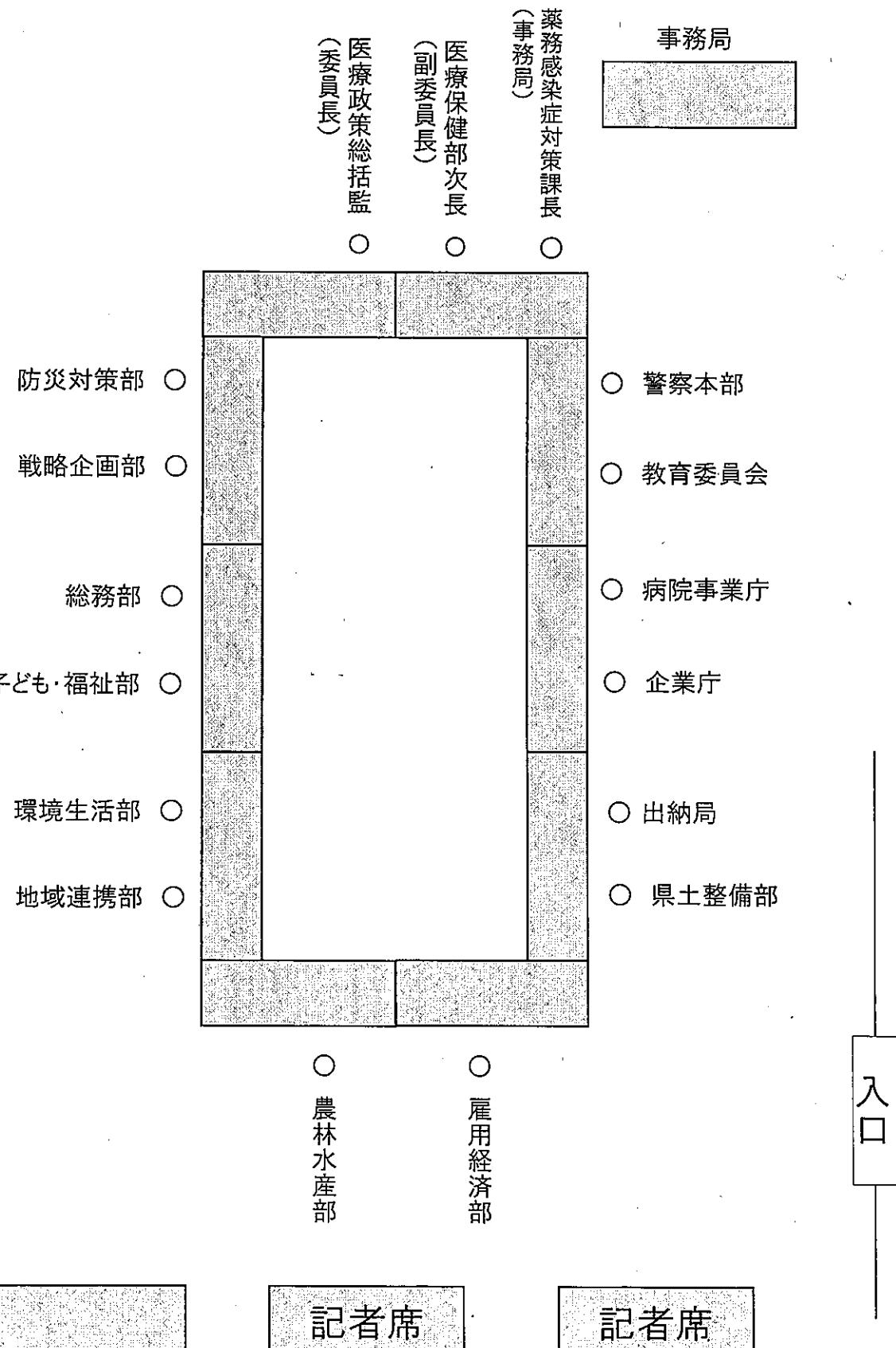
3 各部局の対応

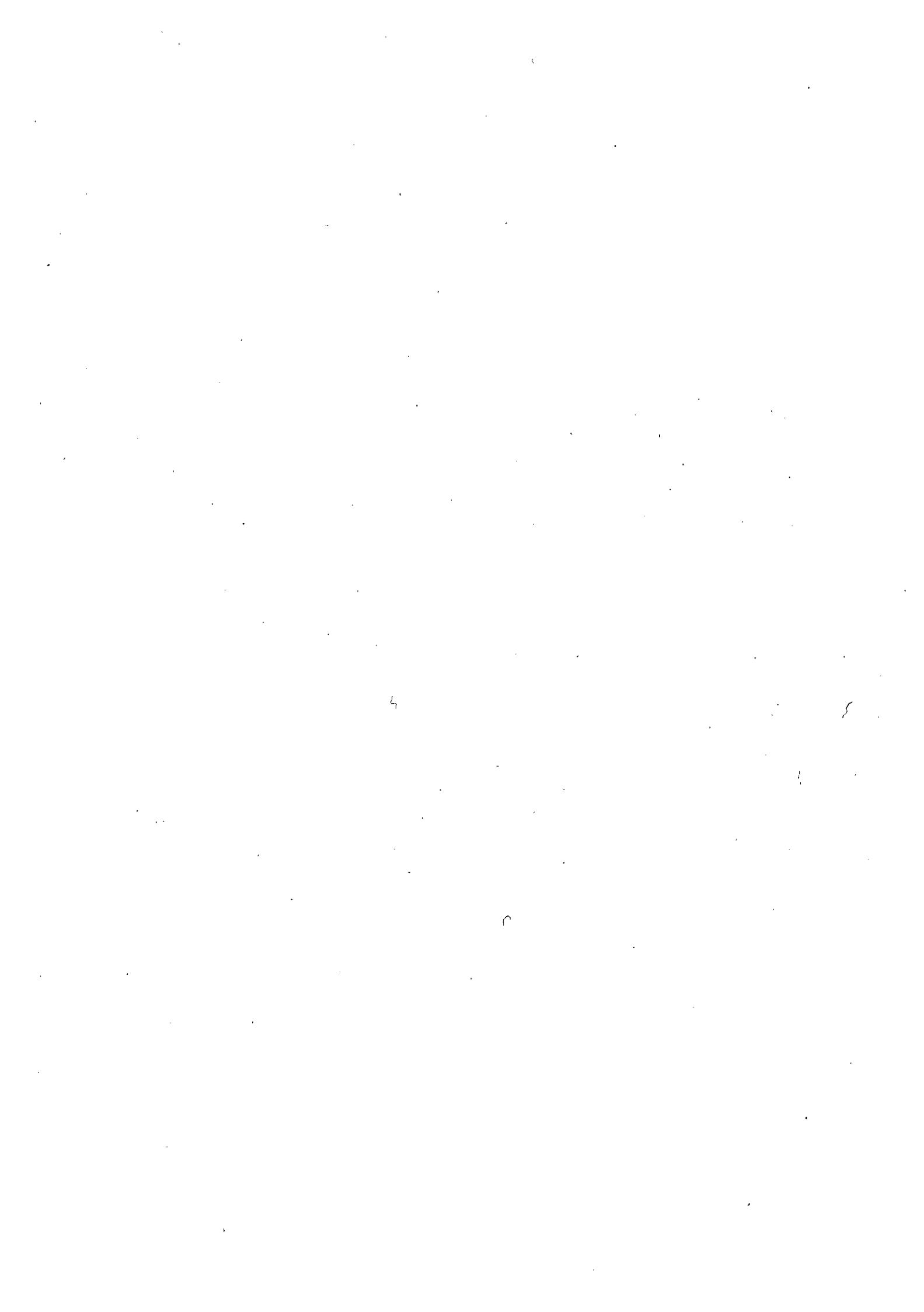
4 その他

新型コロナウイルス関連肺炎対策連絡会議 構成員

区分	職名
委員長	医療保健部医療政策総括監
副委員長	医療保健部副部長
	医療保健部次長
委員	防災対策部副部長
	戦略企画部副部長
	総務部副部長
	子ども・福祉部副部長
	環境生活部副部長
	地域連携部副部長
	農林水産部副部長
	雇用経済部副部長
	県土整備部副部長
	出納局副局長
	企業庁副庁長
	病院事業庁副庁長
	教育委員会副教育長
	警察本部警備部警備第二課長

令和元年度 第1回 新型コロナウイルス関連肺炎対策連絡会議 座席表





新型コロナウイルス関連肺炎対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 新型コロナウイルス関連肺炎にかかる全庁的な情報共有等を図り、迅速かつ的確な対策に繋げるため、新型コロナウイルス関連肺炎対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新型コロナウイルス関連肺炎（以下「新型肺炎」という。）にかかる情報共有に関すること。
- (2) 新型肺炎にかかる非常時対応体制の調整等に関すること。
- (3) 新型肺炎にかかる関係機関との情報共有及び連絡調整に関すること。
- (4) その他新型肺炎にかかる情報共有、連絡調整等に関し必要なこと。

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長は医療保健部医療政策総括監の職にある者を、副委員長は医療保健部副部長及び医療保健部次長の職にある者をもってあてる。

- 2 委員長は、連絡会議に関する業務を統括し、連絡会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が不在の時は、副委員長がその職務を代理する。
- 4 連絡会議の所掌事務を円滑に処理するため、必要に応じて連絡検討会議を設置することができる。

(会議)

第4条 連絡会議は、委員長が招集する。

- 2 連絡会議は、委員長が主宰し、その都度必要と認めた委員で開催する。
- 3 委員長は、委員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
- 4 委員は、委員長に対して連絡会議の開催を求めることができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、医療保健部薬務感染症対策課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月27日から施行する。

【別表】

区 分	職 名
委員長	医療保健部医療政策総括監
副委員長	医療保健部副部長
	医療保健部次長
委員	防災対策部副部長
	戦略企画部副部長
	総務部副部長
	子ども・福祉部副部長
	環境生活部副部長
	地域連携部副部長
	農林水産部副部長
	雇用経済部副部長
	県土整備部副部長
	出納局副局長
	企業庁副庁長
	病院事業庁副庁長
	教育委員会副教育長
	警察本部警備部警備第二課長

中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について（令和2年1月27日版）抜粋

発生状況（日本を含む）

国・地域	感染者	死亡者
中国	2,744名	80名
タイ	8名	0名
米国	5名	0名
韓国、台湾、シンガポール、マレーシア、オーストラリア、日本	4名	0名
フランス	3名	0名
ベトナム	2名	0名
ネバーラカナダ	1名	0名
合計	2,788名	80名 (致死率 2.9%)

今後の対策

今回の新型コロナウイルス感染症に関しては、感染症法・検疫法に基づく指定感染症・検疫感染症に指定する方針としました。

【参考】

○指定感染症とは
既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であつて、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの。

○検疫感染症

国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの。

国内の発生状況

1月27日現在、確認されている感染者は4名
(疑似症サーベイランス実施件数14件)

	患者の状態	濃厚接触者
1例目	既に軽快	38名全て未定し、健康観察が24日に終了
2例目	既に軽快	20名全て未定し、健康観察中。現時点に感染者は確認されていない
3例目	現在症状はない	行動歴について調査中。現時点で感染者は確認されていない。
4例目	現在症状はない	行動歴について調査中。現時点で感染者は確認されていない。

(引用) 厚生労働省ウェブサイト。
中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について
(令和2年1月27日版)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09120.html

1. 新型コロナウイルス感染症ってどんな病気？

新型コロナウイルス感染症とは？

過去ヒトで感染が確認されていなかった新種のコロナウイルスが原因と考えられる感染症です。

コロナウイルスとは？

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られています。深刻な呼吸器疾患を引き起こすことは、SARS-CoV（重症急性呼吸器症候群コロナウイルス）とMERS-CoV（中東呼吸器症候群コロナウイルス）で、それ以外は、感染しても通常は風邪などの重度でない症状にとどまります。

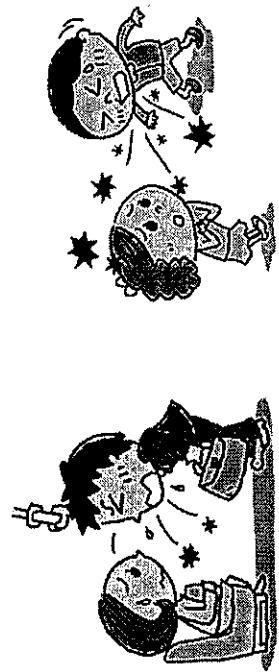
どうやって感染するの？

新型コロナウイルス感染症がどのように感染するのかについては、現時点では、飛沫感染（ひまつかんせん）と接触感染の2つが考えられます。

(1) 飛沫感染

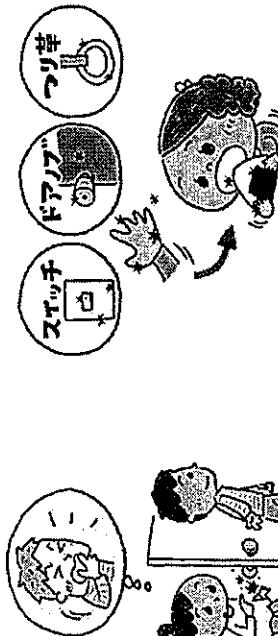
感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫と一緒にウイルスが放出
別の人がそのウイルスを口や鼻から吸い込み感染

※主な感染場所：学校や劇場、満員電車などの人が多く集まる場所



(2) 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえる
その手で周りの物に触れて、ウイルスが付く
別の人がその物に触ってウイルスが手に付着
その手で口や鼻を触って粘膜から感染



※主な感染場所：電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなど

(引用) 首相官邸ウェブサイト、新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～
<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

2. 一人ひとりができる新型コロナウイルス感染症対策は？

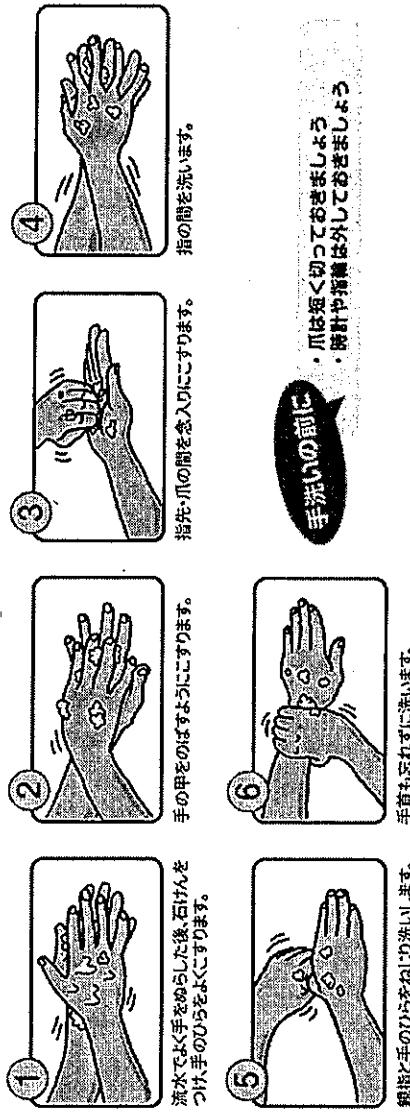
■新型コロナウイルスに感染しないようにするために

過剰に心配することなく、「手洗い」「マスクの着用」を含む「咳エチケット」などの通常の感染症対策が重要です。

(1) 手洗い

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方



(2) 普段の健康管理

普段から、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を高めておきます。

(3) 適度な湿度を保つ

空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下します。乾燥しやすい室内では加湿器などを使って、適切な湿度（50～60%）を保ちます。

(引用) 首相官邸ウェブサイト、新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～
<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

2. 一人ひとりができる新型コロナウイルス感染症対策は？

※マスクの効果は？

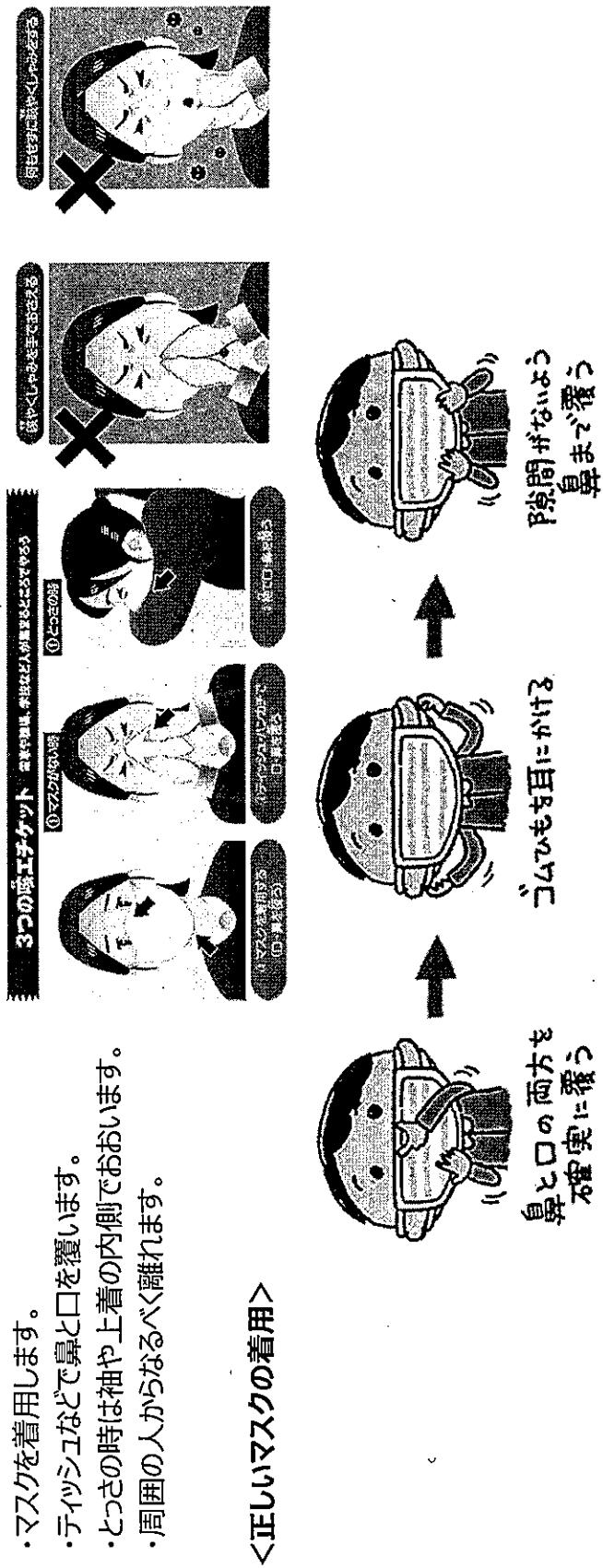
マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐ効果が高いとされています。咳やくしゃみ等の症状のある人は積極的にマスクをつけましょう。

一方で、予防用にマスクを着用することは、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所では一つの感染予防策と考えられます。ですが、屋外などでは、相当混み合っていない限り、マスクを着用することによる効果はあまり認められていません。

■ほかの人につきないために

<咳エチケット>

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかも知れませんので、次のような咳エチケットを心がけましょう。



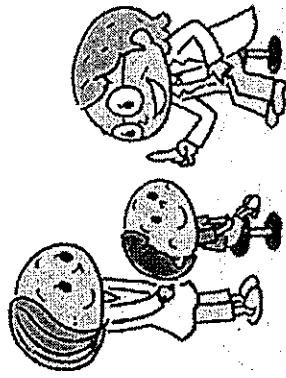
- ・マスクを着用します。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ・とつさの時は袖や上着の内側でおおいます。
- ・周囲の人からなるべく離れます。

<正しいマスクの着用>

(引用) 首相官邸ウェブサイト、新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～
<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

3. 「新型コロナウイルス感染症かな？」と思ったら

武漢市から帰国・入国された方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合や解熱剤などの薬剤を使用している場合には、検疫所で必ず申し出してください。また、国内で症状が現れた場合は、マスクを着用するなどし、あらかじめ医療機関に連絡の上速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たつては、武漢市の滞在歴があることを申告してください。



関連リンク

•中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

•コロナウイルス感染症（国立感染症研究所）
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus.html>

•海外感染症発生情報（FORTH 厚生労働省検疫所）
<https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

•海外安全情報ホームページ（外務省）
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(引用) 首相官邸ウェブサイト、新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～
<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

指定感染症及び検疫感染症について

指定感染症: 既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であつて、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの(感染症法第6条)

検疫感染症: 国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの(検疫法第2条第3項)

これまでの対策		指定感染症、検疫感染症に指定した場合、実施可能な措置
(1)診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うよう依頼。	(2)報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度(疑似症サーベイランス)の運用	   <p>① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供</p> <p>② 医師による迅速な届出による患者の把握</p> <p>③ 患者発生時の積極的疫学調査(接触者調査)</p>
(3)濃厚接觸者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接觸者を特定し、健康状態の確認を実施		質問、診察・検査、消毒等が可能となる。
	(1)発熱の確認(サーモグラフィ) (2)自己申告の呼びかけ	

(参考)

	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	新型インフルエンザ等感染症
規定されている疾病名	エボラ出血熱 ペスト ラッサ熱 等	結核 SARS 鳥インフルエンザ(H5N1) 等	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス 等	黄熱 鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。) 等	インフルエンザ 性器カリシ感染症 梅毒 等	新型インフルエンザ 非典型インフルエンザ
疾病名の規定方法	法律	法律	法律	法律	法律・政令	法律(発動は大臣による公表)
隔離【検査法】	○	×	×	×	×	○
停留【検査法】	○	×	×	×	×	○
検査【検査法】	○	※鳥インフルエンザ(H5N1)は可能	×	×	×	○
無症状病原体保有者への適用	○	×	×	×	×	○
疑似症患者への適用(第8条第1項)	○	○(政令で定めるもの)	×	×	×	○(かうていするに正當な理由 のあるもの)
入院の勧告・措置(第19条・第20条)	○	○	×	×	×	○
就業制限(第18条)	○	○	○	×	×	○
健康診断受診の勧告・実施(第17条)	○	○	○	×	×	○
死体の移動制限(第30条)	○	○	○	×	×	○
生活用水の使用制限	○	○	○	×	×	△
ねずみ、昆虫等の駆除(第28条)	○	○	○	○	×	△
汚染された物件の除染等(第29条)	○	○	○	○	×	○
汚染された場所の消毒(第27条)	○	○	○	○	×	○
獣医師の届出	○	○	○	○	×	○
医師の届出(第12条)	○(医師)	○(医師)	○(医師)	○(医師)	○(医師)	○(医師)
積極的疫学調査の実施(第15条)	○	×	×	×	×	○(12日以内)
建物の立入制限・封鎖	○	×	×	×	×	△
交通の制限	○	×	×	×	×	△
健康状態の報告要請	×	×	×	×	×	○
外出の自粛の要請	×	×	×	×	×	○

指定感染症：一～三類感染症に準じた対人、対物措置
※政令で指定。一年で失効するが、一回に限り延長可

(引用) 厚生労働省ウェブサイト、別紙指定感染症参考資料 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000589260.pdf>)

(参考)

類型	実施する措置
2条1号に規定する感染症一類感染症 エボラ出血熱、痘そう、ペスト等	質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等
2条2号に規定する感染症 新型インフルエンザ等感染症	質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等
2条3号に基づき政令で指定する感染症 チクングニア熱、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)、デング熱、マラリア	質問、診察・検査、消毒等
法34条に基づき政令で指定する感染症(34条) 新感染症(34条の2)	質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等の全部又は一部

(参考)

◎感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 拠粹

第六条(略)

8 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であつて、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

（指定感染症に対するこの法律の適用）

- 第七条 指定感染症については、一年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるとところにより次条、第三章から第七章まで、第十二章、第十一章、第十九章及び第十三章の規定の全部又は一部を準用する。
- 2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で定められた疾病について同項の政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用する必要があると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。
- 3 厚生労働大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

◎検疫法 拠粹

（検疫感染症）

- 第二条 この法律において「検疫感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。
第一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に規定する
二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症
三 前二号に掲げるもののほか、国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの

新型コロナウイルスに関するQ&A（一般向け）

問1 コロナウイルスはどういうなウイルスですか？

発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染を起こすものは6種類あることが分かります。そのうち、中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）などの、重症化傾向のある疾患の原因ウイルスも含まれています。それ以外の4種類のウイルスは、一般的の風邪の原因の10～15%（流行期は35%）を占めます。詳しくは、国立感染症研究所「コロナウイルスピ【】」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

問2 武漢市での新型コロナウイルス関連肺炎事例の概要是？

中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が報告され、中国を中心的に、世界各国からも発生が報告されています。
詳細は以下のページを参照ください。
厚生労働省HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

問3 新型コロナウイルスはヒトからヒトへうつるのですか？

新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内ではヒトからヒトへの感染は認められるものの、ヒトからヒトへの感染の程度は明らかではありません。
過剰に心配することなく、風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うことが重要です。

問4 潜伏期間はどのくらいの長さですか？

潜伏期間は現在のところ不明ですが、他のコロナウイルスの状況などから、最大14日程度と考えられています。
他のコロナウイルスについては、国立感染症研究所「コロナウイルスピ【】」をご覧ください。

問5 発生状況や死亡者数は？

最新の状況については、厚生労働省HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「◆発生状況について」をご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

厚生労働省ウェブサイト、新型コロナウイルスに関するQ&A（令和2年1月27日時点版）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

新型コロナウイルスに関するQ&A（一般向け）

問 6 予防法はあります 一般的な衛生対策として、咳工チケットや手洗いなどをを行つていただくようお願いします。

問 7 武漢に滞在して いましたがどのように 対応すれば良いですか？

入国してから2週間の間に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳工チケットを実施の上、速やかにお住まいの地域の保健所に連絡し、医療機関を受診するようにしてください。その際、武漢市に滞在していたことを申告するようにしてください。

問 8 厚生労働省では どのような対応を行っていますか？

検疫所では、入国者及び帰国人に対するサーモグラフィー等による健康状態の確認(に加えて、中国からの全ての航空便、客船において、入国時に健康カードの配布や、体調不良の場合及び解熱剤と咳止めを服薬している場合に検疫官に自己申告していただくよう呼びかけを行っています)。

また、国内での感染拡大防止のため、原因が明らかでない肺炎等の患者を早期に把握し、適切に検査する仕組みを着実に運用しております。
詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイドanceスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

また、厚生労働省ホームページやTwitterで国民の皆様へ正確な情報を迅速にお伝えするとともに、海外渡航者向け検疫所ホームページ「FORTH」において、渡航者への迅速な情報提供及び注意喚起を行っています。

【情報発信サイト】

検疫所FORTH: <https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

厚生労働省HP:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省Twitter:

<https://twitter.com/MHLWitter/status/1218053513495769088>

厚生労働省ウェブサイト・新型コロナウイルスに関するQ&A（令和2年1月27日時点版）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関の方向け）

- 問9 診断方法にはどのようなものがありますか？
- 診断方法としては、「疑似症定点」の医療機関から疑似症として保健所に届出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。
- 問10 鑑別を要する疾患は何ですか？
- 肺炎を認められる際には、市中肺炎の他、インフルエンザやアデノウイルス感染症が鑑別に挙げられます。そのほか、渡航歴などにより、MERSなども追加して鑑別に挙げられます。
- 問11 どのような治療方法がありますか？
- 有効な抗ウイルス薬等の特異的な治療法ではなく、対症療法を行います。
詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイドنسをご参照ください。
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>
- 問12 疑い患者を取り扱う上での注意点はありますか？
- 手洗いなど一般的な衛生対策を心がけてください。手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール（70%）を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）が有効であることが分かれています。
詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイドنسをご参照ください。
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>
- 問13 疑い患者検体（サンプル）を取り扱う場合の注意点はありますか？
- 検体を扱う際にも、患者の取り扱い時と同様の感染対策をお願いします。
詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイドنسをご参照ください。
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関の方向け）

指定感染症への指定で
変更となる可能性あり

問14 疑似症の届出(は必要ですか？)

武漢市からの帰国者など、集中治療その他これに準ずるものが必要な場合や臨床症状から肺炎と診断され、かつ、直ちに特定の感染症と診断ができない場合においては、直ちに疑似症として届け出る必要があります。

届出様式は下記のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekka-kansenshou11/01-07-01.html>

なお、疑似症定点に指定されている医療機関以外の医療機関においては、疑似症の届出は必須ではありませんが、保健所に連絡のうえ、検査の実施などについて相談してください。

問15 疑い患者が疑似症定
点ではない施設を受診
した場合はどのように対
応すればよいですか？

管轄する自治体の保健所にご相談いただきますようお願いします。

問16 自治体で行政検査を
実施する場合、検査
方法等の技術的な内
容に関する相談窓口
はありますか？

新型コロナウイルス感染を疑う患者の検査方法の技術的な相談(は、国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイド)ををご参照いただき、国立感染症研究所ウイルス3部にお問い合わせください(疫学調査に関する内容は感染症疫学センターにお問い合わせください)。
※国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」

<https://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

問17 検査が陽性となつた場合の行政の対応は？

保健所では、都道府県や国とも連携しながら、必要に応じて積極的疫学調査を実施します。
詳しく述べ以下に掲載の情報をご参照ください。

・厚生労働省HP：「中華人民共和国湖北省武汉市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「1 自治体・医療機関向けの情報」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
・国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイド
ス <https://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

厚生労働省ウェブサイト、新型コロナウイルスに関するQ&A（令和2年1月27日時点版）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html